

令和 7 年度

駒岡清掃工場廃薬品等収集運搬及び処分業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場廃薬品等収集運搬及び処分業務

2 業務内容

本委託業務は、駒岡清掃工場の稼働終了に伴い各種薬品タンク等の廃薬品、廃油の抜き取り、収集運搬及び処分を行うもの。

3 履行期限

契約日から令和8年3月27日まで

4 履行場所

札幌市南区真駒内602番地

札幌市駒岡清掃工場

5 業務範囲

(1) 対象箇所

ア 次の薬品貯留タンク等にある薬品の抜き取り、収集運搬及び処分を行う。

①塩酸貯留タンク（溶解槽含む）

タンク容量：φ2,000×3,000 mm

タンク薬品残量：約0.5 m³（液体）

溶解槽容量：φ600×1,220 mm

溶解槽薬品残量：約0.1 m³（液体）

②苛性ソーダ貯留タンク（溶解槽含む）

タンク容量：φ2,000×3,000 mm

タンク薬品残量：約1.4 m³（液体）

溶解槽容量：φ1,050×1,220 mm

溶解槽薬品残量：約1.0 m³（液体）

③硫酸バンド貯留タンク

タンク容量：φ2,400×3,700 mm（3基）

薬品残量：No.1…約3.0 m³ No.2…約2.5 m³ No.3…約2.5 m³（液体）

④ばいじん処理剤貯留タンク

タンク容量：φ1,420×1,820 mm（2基）

薬品残量：No.1…約0.3 m³ No.2…約0.3 m³（液体）

⑤希硫酸貯留タンク

タンク容量：φ1,650×2,200 mm

薬品残量：約2.3 m³（液体）

※薬品の性状等については別添の安全データシートを参照すること。

イ 次の重油貯留タンク等にある重油の抜き取り、収集運搬及び処分を行う。

①地下重油貯留タンク

タンク容量：φ3,000×4,500 mm（2基）

重油残量 : No.1…約 2,000ℓ No.2…約 2,000ℓ

(2) 業務内容

- ア 各貯留タンク等の廃薬品、廃油を吸引車等で抜き取りを行うこと。また、各貯留タンクに接続する配管の廃薬品、廃油も可能な範囲で抜き取りを行うこと。
- イ 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けたものが、中間処理及び最終処分を確実にを行うこと。なお、運搬及び処理費においては受託者の負担とする。

(3) その他

- ア 抜き取りに使用する用具、機器等は全て受託者で用意すること。
- イ 令和8年1月以降、当工場より電気、水等の供給はできないことから、必要とする場合は受託者で確保すること。
- ウ 業務の実施時期は委託者と協議し決定すること。なお、希硫酸貯留タンクの作業実施時期については汚水処理が完了した日以降とする。

II 一般事項

1 提出図書

(1)業務着手時に提出するもの

- | | |
|--------------|-----|
| ア 業務着手届 | 1 部 |
| イ 業務責任者指定通知書 | 1 部 |
| ウ 業務日程表 | 1 部 |

(2) 随時提出するもの

- | | |
|--------------------|-----|
| ア 作業日報 | 1 部 |
| イ 産業廃棄物処理委託契約書 | 1 部 |
| ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） | 1 部 |

(3) 業務完了時に提出するもの

- | | |
|----------|-----|
| ア 業務完了届 | 1 部 |
| イ 業務報告書 | 2 部 |
| ウ 業務記録写真 | 2 部 |

業務記録写真は、各項目の作業前、作業中、作業後を撮影して2部提出すること。

原則として1部は両面カラーコピーとする。

また、写真の整理は以下のとおりとする。

- ・写真は、有効画素数が100万画素程度から300万画素程度（1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度）のデジタル写真とする。
- ・写真の大きさは、原則としてDSC（89×119）とする。
- ・写真はA4S版以内のファイルに整理する。
- ・プリンターはフルカラーで300dpi以上
- ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化の生じないもの

2 適用法令等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び関連文書に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

(1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

(3) 火気の使用について

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取り扱いに際しては十分注意すること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い全ての作業における安全を確保し、作業環境を良好な状態に保つこと。

5 喫煙の禁止

工場の敷地内（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

6 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、事前に施設管理担当者と調整すること。

III 特記事項

1 ダイオキシン類ばく露対策

当工場施設内での業務時は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施することとし、保護具は以下の管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室内	レベル1	1	

2 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

3 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。